

参議院憲法審査会會議録第一号

第百八十五回国

平成二十五年十一月六日(水曜日)

午前十一時一分開会

委員氏名

- 会長 小坂 憲次君
- 幹事 中川 雅治君
- 幹事 小西 洋之君
- 幹事 藤本 祐司君
- 幹事 西田 実仁君
- 幹事 有村 治子君
- 幹事 磯崎 仁彦君
- 幹事 宇都 隆史君
- 幹事 片山 さつき君
- 幹事 熊谷 大君
- 幹事 中曾根 弘文君
- 幹事 中原 八一君
- 幹事 長峯 誠君
- 幹事 二之湯 武史君
- 幹事 西田 昌司君
- 幹事 野上 浩太郎君
- 幹事 羽生 田 俊君
- 幹事 馬場 成志君
- 幹事 藤川 政人君
- 幹事 古川 俊治君
- 幹事 堀井 巖君
- 幹事 舞立 昇治君
- 幹事 丸山 和也君
- 幹事 山谷 えり子君
- 幹事 足立 信也君
- 幹事 北澤 俊美君
- 幹事 櫻井 充君
- 幹事 榛葉 賀津也君
- 幹事 直嶋 正行君
- 幹事 福山 哲郎君
- 幹事 前川 清成君

委員の異動

十月十五日

辞任

- 有村 治子君
- 磯崎 仁彦君
- 片山 さつき君
- 中原 八一君
- 長峯 誠君
- 二之湯 武史君
- 西田 昌司君
- 野上 浩太郎君
- 羽生 田 俊君
- 馬場 成志君
- 藤川 政人君
- 古川 俊治君
- 堀井 巖君
- 舞立 昇治君
- 丸山 和也君
- 山谷 えり子君
- 足立 信也君
- 北澤 俊美君
- 櫻井 充君
- 榛葉 賀津也君
- 直嶋 正行君
- 福山 哲郎君
- 前川 清成君

補欠選任

- 大家 敏志君
- 石井 正弘君
- 石田 昌宏君
- 大沼 みずほ君
- 木村 義雄君
- 北村 経夫君
- 佐藤 正久君
- 丸川 珠代君
- 上月 良祐君
- 滝波 宏文君
- 赤池 誠章君
- 堂故 茂君
- 豊田 俊郎君
- 中西 祐介君
- 柳本 卓治君
- 山下 雄平君
- 小川 敏夫君

十一月六日

辞任

出席者は左のとおり。

幹事

会長

委員

- 榛葉 賀津也君
- 直嶋 正行君
- 福山 哲郎君
- 藤本 祐司君
- 増子 輝彦君
- 水岡 俊一君
- 前川 清成君
- 有田 芳生君
- 藤末 健三君
- 広田 一君
- 白 眞勲君
- 林 久美子君
- 石上 俊雄君
- 齋藤 嘉隆君
- 赤池 誠章君
- 大家 敏志君
- 佐藤 正久君
- 中川 雅治君
- 丸川 珠代君
- 小西 洋之君
- 白 眞勲君
- 西田 実仁君
- 松田 公太君
- 仁比 聡平君
- 石井 正弘君
- 石田 昌宏君
- 宇都 隆史君
- 大沼 みずほ君
- 木村 義雄君
- 北村 経夫君
- 熊谷 大君
- 上月 良祐君
- 滝波 宏文君
- 堂故 茂君
- 豊田 俊郎君

事務局側

憲法審査会事務局長

情野 秀樹君

本日の会議に付した案件

○幹事選任の件

○会長(小坂憲次君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

議事に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。引き続き会長の重責を担うこととなりました小坂でございます。

本審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接

午前十一時三分散会

に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行うためのものであり、課せられた使命は重大でございます。

審査会の運営に当たりましては、委員の皆様方の御協力をいただきながら、公正かつ円満に進めてまいりますので、引き続きよろしく御願い申し上げます。

○会長(小坂憲次君) ただいまから幹事の選任を行います。

本審査会の幹事の数九名から十名に増員となっております。現在幹事は三名となっておりますので、残り七名の選任を行いたいと存じます。幹事の選任につきましては、会長の指名に御一願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○会長(小坂憲次君) 御異議ないと認めます。

それでは、幹事に赤池誠章君、大家敏志君、佐藤正久君、丸川珠代君、白眞勲君、松田公太君及び仁比聡平君を指名いたします。

○会長(小坂憲次君) この際、御報告申し上げます。

本日の幹事会におきまして、お手元に配付のとおり、憲法審査会の会長代理の指名に関する申合せを行いましたので、私から申し上げます。

憲法審査会の会長代理の指名に関する申合せ

憲法調査会以来の先例を踏まえ、次のとおり申し合わせる。

○会長が会長代理を指名し、野党第一会派の幹事の中から選定する。

以上でございます。

本申合せに基づき、会長といたしましたは、会長代理に白眞勲君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

十一月一日日本審査会に左の案件が付託された。

- 一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四七号)(第四八号)
- 一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかにすることに関する請願(第七一号)
- 一、憲法第九十六条の改定に反対し、憲法第九条を守ることに関する請願(第九五号)

第三八号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 三重県伊勢市 榊原晶美 外七千二百七十一名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、おびただしい犠牲をもたらした戦争への深い反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争の放棄と戦力を持たないことを定めた第九条は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆けとして、人類的価値を持つている。しかし今、国防軍の創設など第九条を変え、第九十六条の憲法改正要件を緩めるなど、憲法改悪の動きが一気に強まっている。また、日本への武力攻撃がないのに、アメリカと一緒に海外で戦争する集団的自衛権の行使に突き進もうとしている。今日日本がすべきことは、憲法の平和原則をいかにした平和の外交である。

一、憲法の改悪に反対し、憲法第九条を守ることに。

第三九号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 滋賀県甲賀市 岡村博子 外七千二百七十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四〇号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 札幌市 植田幸子 外七千二百七十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四一号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 東京都世田谷区 重盛真知子 外七千二百七十一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四二号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 京都府福知山市 渡部まな 外七千二百七十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四三号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 山梨県南都留郡山中湖村 富塚裕子 外七千二百七十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四四号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 神奈川県横須賀市 田内寿美子 外七千二百七十一名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四五号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 北海道苫小牧市 阪本治美 外七千二百七十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四六号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府富田林市 岡田由美 外七千二百七十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四七号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 広島市 角村紀美枝 外七千二百七十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第四八号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 大阪市 藤井悦子 外七千二百七十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七一号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府富田林市 岡田由美 外七千二百七十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七一号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府富田林市 岡田由美 外七千二百七十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七一号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府富田林市 岡田由美 外七千二百七十一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第七一号 平成二十五年十月十五日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 大阪府富田林市 岡田由美 外七千二百七十一名

紹介議員 大門実紀史君

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすこと
に関する請願

請願者 北九州市 福永和幸 外八百二十
名

紹介議員 仁比 聡平君

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争
への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作
られた。取り分け、戦争の放棄を定めた第九条
は、戦争のない世界を目指す世界の流れの先駆け
として人類的価値を持つている。ところが、第九
条を中心に憲法を変えようとする動きが強まっ
ている。その狙いは、アメリカと共に自衛隊が海外
で戦争できるようにするものである。また、第九
条改悪への突破口として第九十六条の改悪を先行
させ、改正要件の緩和を狙う動きも、民主主義を
なし崩しにするもので見逃すわけにはいかない。
日本国憲法の恒久平和、国民主権、基本的人権の
三原則を始めとする全ての条項が完全に実施され
る必要がある。取り分け、憲法第九条を守り現実
の政治にいかすことは、日本国民の世界平和への
責務である。

については、次の事項について実現を図られた
い。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守りいかすこ
と。

第九五号 平成二十五年十月二十一日受理

憲法第九十六条の改定に反対し、憲法第九条を守
ることにする請願

請願者 香川県高松市 青葉幸次 外七百
十四名

紹介議員 福島みずほ君

憲法第九十六条を改定し、改憲手続を容易にし
る動きが急速に進められようとしている。これを
突破口に憲法第九条を改定することが目的であ
る。おびただしい犠牲を強いた戦争への反省か
ら、決して二度と戦争しないことを決意し、平和
と民主主義への願いを込めて日本国憲法は作られ
た。取り分け戦争の放棄を定めた憲法第九条は、

戦争のない世界を目指す先駆けとして、日本が世
界に誇れる宝である。しかし今、憲法第九条を変
えて日本を戦争できる国にしようとする動きが急
速に強まっている。今なすべきことは、憲法第九
条をいかして世界の平和に貢献することである。
については、次の事項について実現を図られた
い。

一、憲法第九十六条の改定に反対し、憲法第九
条を守ること。